

令和6年度

四日市市職員（労務職）採用試験要項

第1次試験実施日 令和5年12月9日（土）

受付期間 令和5年10月18日（水）～ 令和5年11月21日（火） 23時59分【受信有効】

○電子申請（インターネット）による申込みのみ

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
労務職 （上下水道作業）	水道管の漏水修繕や上下水道施設の運転管理等に従事します。 （将来的に他の上下水道作業や清掃作業に配属される場合があります）	1名程度
労務職 （清掃作業）	ごみの収集及び運搬業務、清掃事業所におけるごみ処理などに従事します。 （将来的に上下水道作業などに配属される場合があります。）	1名程度
労務職 （給食調理員）	保育園、こども園または小学校の給食調理業務に従事します。 （将来的に他の施設の給食調理業務や清掃作業、上下水道作業などに配属される場合があります）	4名程度

（注）1.採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。

2 採用予定日 令和6年4月1日

3 受験資格

次の要件を満たす人が、受験できます。

職種区分	年齢	資格免許等
労務職 （上下水道作業）	昭和59年4月2日以降に生まれた人（注）	
労務職 （清掃作業）	昭和59年4月2日以降に生まれた人（注）	中型（8トンまでの限定免許含む）又は大型自動車運転免許を有する方 （令和6年3月31日までに取得見込みの人を含む。） ※AT限定免許は不可
労務職 （給食調理員）	昭和59年4月2日以降に生まれた人（注）	調理師免許または栄養士免許を取得している人 （令和6年3月31日までに取得見込みの人を含む）
各職種共通の受験要件		
<ul style="list-style-type: none">地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。資格免許等が必要な職種については、その資格免許等の取得が採用の条件となります。受験申込書に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。 <p>（注）昭和59年4月2日～平成6年4月1日の期間に生まれた人は、上記要件に加えて、次頁の職務経験・資格等を必要とします。</p>		

○ 昭和59年4月2日～平成6年4月1日の期間に生まれた人

前掲の受験資格に加え、次の要件を満たす必要があります。

(平成6年4月2日以降に生まれた人は、以下の要件は不要です)

<上下水道作業> 指定給水装置工事事業者の事業所で、水道工事の職務経験を5年以上有する人(※)

<清掃作業> 中型(8トンまでの限定免許含む)又は大型自動車運転免許を有し、運転手として中型又は大型車両の運転経験を5年以上有する人(※)

<給食調理員> 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に定める施設又は営業で調理業務に従事した期間を5年以上有する人(※)

※ 職務経験等について

- (1) 職務経験には、会社員や公務員として週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当し、これらの職務経験期間が通算5年以上あることを要します。
なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
- (2) 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- (3) 休業等(育児休業、介護休業等)により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。
- (4) 職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出を求めます。職務経験の証明ができなかった場合は、採用されません。
- (5) 職務経験期間は、令和5年9月30日までの期間を通算します。

☆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、会場及び合格発表

区分	試験日	会場	合格発表日(予定)
第1次試験	令和5年12月9日(土)	四日市市総合会館 (四日市市諏訪町2-2)	令和5年12月15日(予定) マイページにて受験者本人に通知するとともに、四日市市ホームページに掲載します。
第2次試験	令和5年12月23日(土)、または24日(日)に第1次試験合格者について実施します。 会場等の詳細は、第1次試験合格通知の際に指定します。		

5 試験内容

(1) 第1次試験の内容

試験科目	試験時間	試験内容
教養試験 (択一式)	120分	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈についての筆記試験
適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレピリン検査
業務適性試験	20分	実務的な業務において、基本的な処理を集中して速く正確に行うことができるかをみる筆記試験

※ 試験日には、鉛筆（BまたはHB）数本と消しゴムなどの筆記用具を持参してください。

(2) 第2次試験の内容（予定）

面接試験、論文試験

※採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

6 受験手続

電子申請（インターネットによる申込み）

(1) 申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

- ①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）
 - ・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）
Google Chrome 最新版
 - ※ JavaScript が使用できる設定であること。
 - ※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）
「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。
- ②本人のメールアドレス
(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、jinji@city.yokkaichi.mie.jp 及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。)
- ③顔写真のデータ ※ 3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真
(添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。)
- ④受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）
- ⑤PDFファイルを読むためのソフト
「Adobe Acrobat Reader (Ver.5.0以上)」が必要です。

イ 申込手順

- ① 四日市市役所ホームページ内にある「令和6年4月採用予定 四日市市職員の募集（正職員・任期付職員）受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録
- ②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録
- ③本登録完了メールを受信し、登録完了

(2) 注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 受験票

申込受付期間終了後、試験日1週間前までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、**申込者本人が署名し、第一次試験受験の際に必ず持参してください。**

7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：第1次、第2次試験の不合格者
- (2) 内容：第1次、第2次試験のうち、不合格となった試験の総合順位と総合得点
- (3) 期間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く。）
- (4) 場所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること。

〈参考〉

勤務条件（令和5年4月1日現在）

●給与（初任給） <例> 高校卒18歳：174,790円（金額は地域手当（10%）を含む）

☆初任給は、年齢等に応じて変わる場合があります。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.4月分）などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・共済保養所、スポーツ施設と利用契約を結び、余暇利用を支援しています。